

# 全国一斉生活保護ホットライン報告書

実施弁護士会:51弁護士会(第一東京・第二東京は合同開催)

実施日時: 2023年12月6日(水)10時~22時  
(函館弁護士会は12/5開催、群馬弁護士会・愛媛弁護士会は別番号で実施)

(参考)これまで当連合会が実施した生活保護が関係するホットライン等一覧の相談件数

	実施日	名称	相談件数
2006年	6月30日・7月1日	全国一斉生活保護110番	634
2007年	11月8日	全国一斉生活保護110番	約550
2008年	6月	非正規労働・生活保護ホットライン	約1300
2012年	11月28日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1832
2013年	10月23日	「全国一斉生活保護『水際作戦』ホットライン」	926
2015年	1月19日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1085
	12月10日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1438
2016年	12月9日前後	全国一斉生活保護ホットライン	448
2017年	12月11日前後	全国一斉生活保護ホットライン	979
2018年	12月18日前後	全国一斉生活保護ホットライン	597
2019年	12月17日前後	全国一斉生活保護ホットライン	601
2020年	12月10日	全国一斉生活保護ホットライン	705
2021年	12月9日前後	全国一斉生活保護ホットライン	713
2022年	12月22日前後	全国一斉生活保護ホットライン	859

1 相談件数 **307** 件

2 相談体制

弁護士	ほか協力者
261	3

※以降、個人情報の統計利用にかかる承諾を得た相談について集計しており、合計数は必ずしも一致しません。

3 相談者の年齢

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
0	5	15	21	56	38	72	91

4 相談者の性別

男性	女性	その他・不明
146	120	35

5 相談者の生活状況

居宅(持家)	居宅(賃貸)	施設	ネットカフェ等	路上	親族と同居	ドヤ・サウナ	その他・不明
43	138	8	0	1	9	0	79

6 生活保護受給の有無

受給中	未受給			不明
		福祉事務所に行った	福祉事務所に行っていない	
146	119	32	70	20

## 7 不安の訴え

保護が打ち切られるのでは	D V・夫に連絡がいくのでは	保護費が低すぎて生活できない	親族に扶養を要求され、迷惑がかかる	生活保護を受けることに後ろめたさを感じる	自分は生活保護を受けられないのではないか	その他
6	1	11	9	4	45	116

## 8 福祉事務所の対応(未受給)

働いて生活しないなさい	扶養義務者に援助してもらいましょう	借金があると保護は受けられない	所持金が無くなってから来なさい	家賃が高いから生活保護は受けられない	努力してもっと高収入の仕事をしなさい	診断書を取つてきなさい	車を処分しなさい	その他
4	2	1	4	1	0	1	3	38
不明								
25								

## 9 緊急性(未受給)

あり
8

## 10 福祉事務所の対応(受給中)

厳しい就労指導を受けてい	保護費を返すようにと言われた	交通費を出してもらえない	保護を廃止(打ち切り)すると言われた	保護辞退届を書くようにと言われた	病院にかかることができない	車を処分するようと言われた	ケースワーカーが怖い	後発医薬品(ジェネリック)を使用するよう言われた
3	9	2	6	2	2	3	6	0
その他	不明							
53	23							

## 11 違法性

明らかに違法	違法の可能性が高い	適法・判定できない	未回答	不明
2	24	89	90	34

## 12 相談結果

終了	継続・受任	相談担当者の連絡先を教えた
247	7	11

## 13 その他、特徴的な相談事例、相談傾向等： 別紙参照

※ 本ホットラインに寄せられた「声」についてのコメント内容は、貧困問題対策本部の調査、研究結果に基づくものです。

2023年12月6日に実施

## 全国一斉生活保護ホットラインに寄せられた「声」

昨年に引き続き、今年も、物価の上昇に伴う悩みを訴える声が多くありました。物価が上昇しているにもかかわらず、生活保護費は上がらないことから、日々の食費や水道光熱費等を節約しながら何とかやりくりをしているという悲痛な声が多く寄せられました。

また、借金がある場合や持ち家がある場合は生活保護の申請は認められないと聞いて生活保護の申請を諦めるなど、不正確な情報から生活保護の申請自体を諦めてしまう事例が複数見受けられました。また生活保護の申請窓口でも窓口の担当者が同様の説明をして申請を諦めさせるなど明らかに違法と思われる対応も複数見受けられました。生活保護の権利性を厚労省がウェブサイトで明らかにするなど、生活保護について正確な情報を発信してゆくことの重要性を改めて認識させられました。

また、親族への扶養照会について、親族に知られてしまうことを不安視する声、自動車の保有が認められないことから申請を諦めてしまうという声も多数寄せられました。

### 【特徴的な声】

- ・物価高で食事も暖房も十分に利用できない。ご飯もお茶漬け一杯、卵がおかずという状態になってしまっている。あと1～2万円どうしても足りない。
- ・食費が高くて生活が成り立たない。
- ・冬季加算が3000円しかないのに、灯油は1本2000円もするので足りない。
- ・光熱費が高くて払えない。ケースワーカーは「やりくりして」としか言わない。  
→物価高騰で食費や水道光熱費を切り詰めて生活しているとの悲痛な声が多数寄せ

られました。

- ・生活保護の受給を検討中だが、自動車がなければ不便な地に居住しているため、自動車を手放なさいといけないのではないかとの不安がある。
- ・車を所持している場合、生活保護を利用するには車を処分しなければならないか。
- ・生活保護を利用したいが、車の処分を言われたら通院も通勤も出来なくなる、どうすれば良いか。

→自動車の保有については、生活用品としての保有は認められないなど、極めて制限的な運用がなされているのが現状です（障がいのある人や公共交通機関の利用が困難な地域に居住する人が通勤、通院、通所または通学するのに必要な場合などの例外的な場合にのみ保有が認められています。）。

しかし、現在の自動車の普及率や、大都市以外の地域での生活の実情等を考慮すれば、このような現在の運用は改められるべきでしょう。

- ・40年以上連絡を取っていない子が2人いる。扶養照会が心配。
- ・年金だけでは生活が苦しいので生活保護を受けたいが、離れて住んでいる娘と息子には知られたくない。

→生活保護申請時に親族に対して行われ扶養照会により、親族に保護申請したことを見られるのを避けるために生活保護の利用を躊躇うケースが見られたことから、厚生労働省は、2021年2月26日に地方自治体に従前の運用を見直す通知を出しました。具体的には、照会が不要になる目安を「20年間」の音信不通から「10年間」に改めるほか、照会をしない例として、親族が高齢や未成年、親族から家庭内暴力を受けたことだけではなく、親族に借金をしている・相続をめぐり対立している・縁が切られていて関係が著しく悪い場合なども照会不要と例示されました。

さらに、厚生労働省は、2021年3月30日に福祉事務所職員の実務マニュアルである「生活保護手帳別冊問答集」の内容を一部改訂する旨の事務連絡を出した。具体的には、生活保護の申請者が扶養照会を拒んだ場合、その理由について「特に丁寧に聞き取りを行い」、扶養照会をしなくてもよい場合にあたるかどうか

を検討するという対応方針が新たに示されました。また、扶養照会を実施するのは「扶養義務の履行が期待できる」と判断される者に限る、という点も明確になりました。

まだまだ不十分ですが、少しでも改善されたのは一歩前進です。

・精神疾患で稼働できないが、若いから生活保護を受給できないのではないか。  
→若年で就労可能な場合は就労するように求められることはありますが、病気等により就労が困難な場合に就労を求められることはありません。また、若年であっても生活保護利用の要件を満たしているのであれば、生活保護の利用は可能です。

・土地保有。生活保護の利用は可能か。

→不動産を保有していることは、申請受付後の資産調査の段階で問題になりますが、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められる場合を除き、世帯の居住の用に供されている不動産は、原則としてその保有を認めることとされています。

・新しく異動してきたケースワーカーが、事前連絡なく訪問してきたり、室内を写真撮影したり、体調が悪いのに保護費を窓口まで取りに来るよう求めたりする。担当者を変えて欲しい。

・ケースワーカーから「税金で食っているくせに」等と言われる。  
・生活保護申請したら、職員から「俺たちの年金が減るから申請を止めてくれ」と言われた。再度申請して認められたが、申請時に録音されていた。

→このように窓口職員やケースワーカーの対応に問題があると思われる事案も散見されました。福祉事務所には一定の調査や指導指示を行う権限はありますが、調査にあたってはプライバシーに留意する必要がありますし、指導指示についても「被保護者の自由を尊重し、必要の最小限度に止めなければならない」(生活保護法27条2項)とされています。

#### 【違法又は違法の可能性が有る事例】

・生活保護の申請に行ったところ、家計簿をつけろ、働けと言われて追い返された。

→生活保護の利用中に家計改善に向けた指導・助言を受けたり、就労に向けた指導を受けることはあり得ますが、申請時にそのような指導を行う権限は規定されておらず、上記のような理由で申請自体を拒否することは違法な水際作戦と言わざるを得ません。

- ・借金があるとダメ、民生委員と来ないとダメ等と言われた。

→借金がある場合、生活保護利用に際して整理するように求められることはありますが、借金が無いことは生活保護利用の要件ではありません（保護申請を拒否したり、保護申請を却下したりする理由にはなりません）。また、民生委員の同行は生活保護申請の要件ではありません。これらが事実であるならば、違法な水際作戦と言わざるを得ません。